

中町小学校 P T A 規約

第一章 目 的

- 第1条 本会は、中町小学校 P T A と称し事務局を中町小学校に置く。
- 第2条 本会は、教育を本旨とし、特定の政党や宗教に偏ることなく、P T A 活動を通して社会教育及び家庭教育の充実に努めるとともに、家庭と学校と地域との連携を深め、児童の健全育成を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- 1 民主教育精神の高揚を図る。
 - 2 家庭と学校及び地域社会の連携を密にし、児童をとりまく教育環境の改善・整備に努める。
 - 3 会員相互の親睦及び研修を進める。
 - 4 その他必要と認める事項。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 家庭と学校と地域社会との連携を密にし、児童の健全育成を助けるための事業。
 - 2 学校設備及び備品を拡充し、児童をとりまく教育環境を充実・維持するための事業。
 - 3 会員相互の教養を高め、親睦を図るための事業。
 - 4 その他本会の目的を達成するために必要と認める事業。

第二章 会 員

- 第4条 本会会員となることのできる者は、次の通りである。
- 1 本会の会員は、本校在籍児童の保護者または、これに代わる者、及び本校に在籍する教職員をもって組織する。
 - 2 本会会員は、会費を納めるものとする。
 - 3 本会会員は、すべて平等の権利と義務とを有する。
 - 4 本会会員は、江田島市、広島県、全国、各 P T A の会員となる。

第三章 役 員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 2名
 - 3 子ども会会長 1名
 - 4 保護者代表 1名（※副会長がこれを兼ねる）
 - 5 顧問 若干名（学校長、会長委嘱者）
 - 6 事務局 1名（教頭）
 - 7 会計 1名（会長委任により）
 - 8 会計監査 2名（学校事務職員 1名、会長委任 1名）
 - 9 学級役員 各学級 2名

第四章 任期と任務

- 第6条
- 1 役員の任期は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までの1年間とする。
 - 2 会長は一期2年を原則とし二期目は辞退できる。但し、二期目に限り再選を妨げない。
 - 3 副会長は一期1年を原則とする。但し、連続三期を限度とする。
 - 4 子ども会会長は一期2年を原則とし二期目は辞退できる。但し、二期目に限り再選を妨げない。

- 第7条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、職務を統轄するとともに、次の職務を行う。
総会、及び運営委員会・全体役員会を召集し、会議の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その任務を代行する。
- 3 事務局はすべての会合における会務を処理すると共に、会の活動状況を記録し、各会合の通知を発送する。
- 4 会計は、総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。また、定期総会において、会計報告及び会計監査委員の検査を経た決算報告をする。
- 5 この会の経理を監査するために、2名の監査委員を置く。
 - (1) 会計監査委員は、会長が委嘱する。
 - (2) 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行うことができる。
 - (3) 会計監査委員の任期は、1年間とする。
 - (4) 会計監査委員は、総会において、監査報告をする。
- 6 各学級役員は、それぞれの学級を代表して学校との連絡を図り、委員会を構成して会務を審議する。
- 7 この会の諮問機関として、顧問をおくことができる。顧問には、学校長と会長委嘱者が当たる。

第五章 役員選出

- 第8条
- 1 次期会長、副会長選出は、毎年1月全会員（現1年生～現5年生）によって公選する。（自薦も認める。）また、被選挙権は現1年生～現5年生の会員とする。
 - 2 次期学級役員は、毎年2月現学級会員相互の話し合いによって選出する。
 - 3 新1年生の学級役員は、入学前年の入学説明会（2月）において、学級会員相互の話し合いによって選出する。
 - 4 選挙管理委員は、会員でなくなる現6年生保護者とする。（代表1名）
但し、選出においては事務局一任とする。

第六章 会 議

- 第9条 本会は、次の会議をもつ。
総会、三役会、運営委員会、全体役員会、並びに各部会とする。

- 第10条
- 1 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
 - 2 定期総会は、毎年4月中に会長が招集する。
 - 3 臨時総会は、会長の必要と認めた場合全体役員会の決議により要求があった場合、または会員の2分の1以上の要求があった時、臨時総会を開くことができる。
 - 4 総会及び臨時総会は会員の2分の1以上の出席がなければ議事を議決することができない。但し、委任状において、これに替えることができる。
 - 5 総会の議事は、決議権を持つ出席者の3分の2で議決する。
 - 6 運営委員会は必要に応じて開くことができる。

- 7 全体役員会は、会長が必要と認めた時、または、構成員の2分の1以上の要求があったときに開催することができる。
- 8 全体役員会は、構成員の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。
- 9 三役会は、必要に応じて開くことができる。
- 10 部会の任務は別に定める。(第七章)

第11条 総会に付議する事項は、次の通りとする。

- 1 会務の報告
- 2 会則の変更
- 3 予算決算の承認
- 4 その他必要な事項

第12条 全体役員会に付議する事項は、次の通りとする。

- 1 総会を開くことについて
- 2 総会の権限に属すること、その他必要な事項
- 3 会務執行に関する事項

第七章 部 会

第13条 本会の活動を推進するために、次の部会を設ける。

- 1 学級研修部、地区育成部とする。
- 2 学級研修部は、各学級役員から選任した1名をもって組織し、PTA活動を推進する。部長1名及び副部長1名は学級研修部員から選出する。
- 3 地区育成部は、各学級役員から選任した1名をもって組織し、各子ども会活動並びにPTA活動を推進する。部長1名及び副部長1名は地区育成部員から選出する。但し、部長は子ども会会長が兼務することができる。
- 4 各部会の基本的な任務として
 - ①学級研修部
 - ・会員の福利厚生、保健体育に関する活動企画・実施（運動会・各種スポーツ 大会等）
 - ・会員の親睦会の企画・運営
 - ・学級懇談会の司会・記録・運営に当たる。
 - ・学級PTC活動の企画・運営に当たる。
 - ・会報などを発行する。
 - ・教育効果の向上を図るための講座、講演会、研究会、社会見学等の企画・実施に当たる。
 - ②地区育成部
 - ・子ども会に関する活動企画・実施の支援。
 - ・児童の健全育成及び生活環境の整備。
 - ・校外における交通安全、指導に関する企画と実施。

第八章 運営委員会

第14条 運営委員会は、会長、副会長、子ども会会長、顧問（校長、会長委嘱者 必要時招聘）、事務局（教頭）、会計、各部長をもって組織する。

第15条 運営委員の任務は次の通りとする。

- 1 総会提出議案を調整し、年間計画及び予算を立案する。
- 2 各部会の連絡調整を図る。
- 3 総会の運営を図る。
- 4 全体役員会及び各部会を補助する。

第九章 会 計

- 第 16 条 本会の経費は、会費収入、事業収入をもって支弁する。
本会の会費は月額 300 円とする。会費の額及び資金獲得の種類を決定する場合、総会または全体役員会の承認を得なければならない。会員は入会月から会費を納入する。会員でなくなった場合、納入された会費は、会員でなくなった日の属する月の翌月以降の月分を返還する。
- 第 17 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第十章 表彰規定

- 第 18 条 PTA 役員として、特に貢献されたと認められた方、または PTA に特に尽力されたと認められ、最終学年において、運営委員会の推薦により表彰する。
- 第 19 条 会員以外の方で、学校教育、PTA 活動に多大のご尽力をなされた方には、運営委員会の推薦により表彰する。
- 第 20 条 学校職員の転退職のある場合には、記念品料として 3,000 円を贈る。

第十一章 弔慰規定

- 第 21 条 児童及び会員が死亡した場合は、弔電を打ち、香典 3,000 円を贈り、会長が会葬する。
- 第 22 条 その他の場合は、会長に一任する。
- 第 23 条 児童の負傷または病気についての見舞金等は、該当学級役員で協議し、費用にあつては学級で賄うものとする。(原則的として、入院 2 週間、自宅療養 1 ヶ月を基準とする。)

付 則

- 1 昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 54 年 1 月 21 日規約一部改正
- 3 昭和 56 年 4 月 1 日規約一部改正
- 4 平成 2 年 4 月 29 日規約一部改正
- 5 平成 3 年 4 月 28 日規約一部改正
- 6 平成 5 年 4 月 29 日規約一部改正
- 7 平成 9 年 4 月 20 日規約一部改正
- 8 平成 14 年 4 月 20 日規約一部改正
- 9 平成 16 年 4 月 17 日規約一部改正
- 10 平成 18 年 4 月 22 日規約一部改正
- 11 平成 21 年 4 月 25 日規約一部改正
- 12 平成 22 年 4 月 24 日規約一部改正
- 13 平成 26 年 4 月 19 日規約一部改正
- 14 平成 29 年 4 月 15 日規約一部改正

- 15 令和 2年5月22日規約一部改正 (第5条第10項)
- 16 令和 3年4月24日規約一部改正 (第5条第8項, 第8条5項)
- 17 令和 5年1月12日規約一部改正 (第5条第4・9・11項, 第8条第1項, 第13条第1・2・4項, 第14条)
- 18 令和 5年4月22日規約一部改正 (第5条11項を削除)
- 19 令和 7年4月19日規約一部改正 (第5条第9・10項, 第7条第6項, 第8条第2・3・4項, 第13条第2項, 第23条)
- 20 令和 8年4月18日規約一部改正 (第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第7条第6項, 第8条, 第13条, 第16条, 第23条)